

新型コロナウイルス感染症にかかる県有施設の対応基準

令和2年3月12日

福 井 県

新型コロナウイルス感染症による感染例が日本国内でも多数報告されている状況を踏まえ、感染拡大防止のため、県有施設の対応基準を下記のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 子ども向け（小中高校生、幼児）の施設については、屋内施設は、原則として閉館する。屋外施設については、帰宅後の手洗いなど遊具等を介した接触感染の注意喚起等を行った上で開館する。
- (2) その他の施設については、一律の閉館はしないが、①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集する状態、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われる状態が同時に重なる可能性がある場所については、閉館や一部利用停止の必要性について検討する。
- (3) 貸館を行う施設については、イベント主催者に対し、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境で行われるものには、その規模の大小にかかわらず、開催、延期・中止、規模縮小の必要性について検討を依頼するとともに、開催する場合には風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、実施方法の工夫を依頼する。

2 開館する場合の感染防止対策等

開館に当たっては、次の項目など出来得る限りの感染防止対策を徹底する。

- ・発熱や咳等の風邪症状が見られる方には利用を控えるよう要請すること
- ・高齢の方や妊婦、持病のある方で、感染リスクを心配される方の利用は控えるよう要請すること
- ・子どもの利用は長時間にならないよう要請すること
- ・花粉症など感染症とは関係のない咳エチケットの徹底や、手洗いの推奨を行うこと
- ・アルコール消毒液を施設に配置すること
- ・窓のある環境では、2方向の窓を同時に開けるなどにより、換気を励行すること（1時間に1回5分程度）
- ・人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らすこと
- ・周囲の人が近距離で発声するような場を避け、やむを得ず近距離での会話が必要な場合は、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスク着用等を要請すること
- ・貸館においては、イベント主催者にこれらの感染防止対策をとるよう要請すること

3 運用期間

この基準は、当面、3月15日（日）から3月24日（火）まで適用する。

なお、適用期間中であっても、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況や国の方針を見ながら、適宜見直すこととする。